

保護者様

藤沢市教育委員会

今後の本市立学校の教育活動について

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者数が少なくなり、本市においても同様の傾向が見られますが、引き続き緊張感を保ち、感染予防対策を継続していく必要があります。

そこで、身体的距離をとることやICTを活用するなど、感染症対策を講じた上で、最大限児童生徒の健やかな学びを保障することを目指し、一部の学習活動の制限について見直しを行いました。

保護者の皆様におかれましては、以下に示す内容についてご確認いただき、各ご家庭における感染防止対策の徹底及び日々の健康観察について引き続きご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況によりこれらの対応を変更する際には、改めてお知らせいたします。

1. 感染症予防対策の強化・徹底

- ・ウイルスを学校内に持ち込まないよう、児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合は、登校せず、自宅で休養してください。必要に応じて医療機関を受診してください。
- ・児童生徒の同居家族に症状がある場合も、児童生徒を出席停止としますので、引き続きご協力をお願いいたします。
- ・毎朝、家庭での検温と「健康調査票」への記入を必ず実施してください。学校では、児童生徒が持参した「健康調査票」を教室等で確認します。
- ・学校内での感染が拡大しないよう、3密（密集・密接・密閉）を避けること、特にリスクの高い5つの場面の回避、身体的距離が確保できない際のマスクの適切な着用（あわせてマスクができない児童生徒への配慮も行うこと）、手洗いなどを、児童生徒及び教職員に指導いたします。
- ・児童生徒の座席については、引き続き、可能な限り距離を確保します。

2. 出席停止に関する確認事項

- ・「健康調査票説明書 2021年8月31日改訂版」に記載の内容と変更はありません。
- ・「出席停止」とは…感染症の拡大を防ぐためなど学校側から指示する措置で「欠席」ではありません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 健康調査票の「風邪の症状や発熱」がある場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）(2) 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合(3) 児童生徒又は同居家族が、濃厚接触者となった場合と保健所の指示により接触者となった場合
児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査）を受ける場合(4) 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合(5) 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合(6) 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合又は当面の間において、感染への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合(7) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合(8) 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける時又は新型コロナウイルスワクチン接種による副反応が出た時に学校を休む場合(9) 児童生徒の同居家族に37.5度以上の発熱や、「健康調査票」の【B】の症状（せき・のどの痛み・鼻水が出る・たんが出る・息苦しさ・動けないようなだるさ）がある場合 |
|--|

＜出席停止等の扱いについての確認事項＞

- ・登校した後に、風邪の症状や発熱がある場合は、保護者にご連絡し帰宅させますので、必要に応じて医療機関を受診くださいますようお願いいたします。下校措置をとった場合、出席停止として扱います。また、必要に応じて校種をこえて兄弟姉妹についても帰宅させますが、その場合は早退とは扱わず、出席として扱います。
- ・感染への不安により帰宅する場合は、早退とは扱わず、出席として扱います。
- ・お子様（12歳以上）が授業のある日にワクチン接種する場合は、保護者の申し出により、欠席した場合は、出席停止扱いとなります。なお、遅刻又は早退する場合は、出席として扱います。
- ・新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか否かに関わらず、お子様が接種後に体調不良によって欠席した場合は、保護者の申し出により、出席停止として扱います。遅刻または早退する場合は、出席として扱います。
同居家族がワクチン接種後に発熱した場合も、お子様は出席停止となります。
お子様の登校が可能となるのは、発熱している本人又は同居家族が解熱した場合や、医師により新型コロナウイルス感染症の疑いがないと判断された場合となります。
- ・同居家族が濃厚接触者となった場合、お子様を出席停止とし、濃厚接触者の健康観察期間終了後、又は、濃厚接触者がPCR検査により陰性（－）となった場合、お子様の登校は可能となります。

※藤沢市立学校以外の保育園、幼稚園、高等学校等の取り扱いについては、保護者から各所属先に確認していただきますようお願いいたします。

3. 学校が感染者を把握した場合

- ・1人の感染者が判明した場合、消毒の実施や濃厚接触者を特定するまでの間は、原則として当該感染者の学級に在籍する児童生徒を自宅待機とします。その他、学級以外に感染が拡大している可能性のある場合は、その状況に応じて学年閉鎖や学校全体を臨時休業とすることがあります。学級閉鎖等の期間中は外出を控え、手洗い等を徹底するなど、ご家庭におきましても感染拡大防止に向けたより一層のご協力をお願いいたします。
- ・学校が児童生徒の感染者を把握し、学校運営に影響がある場合は、学校から家庭に対し「すぐメール(連絡メール)」等でご連絡いたします。
- ・学校再開の時期等については、随時「すぐメール(連絡メール)」等でご連絡いたします。

4. ご家庭に対応をお願いしたいこと

- ・次のAからCに該当する場合には ① 症状が出始めた日 ② 受診した医療機関名と受診日 ③ 診断名などの医師の指示について、必ず学校にご連絡ください。

A：児童生徒又は同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査(PCR検査等)を受ける場合

B：「A」の検査結果が判明した場合

C：児童生徒又は同居家族が感染者又は濃厚接触者となった場合

- ・感染拡大防止の観点から、感染状況を検討し、下校時刻を繰り上げる場合があります。その際に、児童(小学生)については、引き取りをお願いすることがあります。
- ・マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要です。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。

5. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する留意点等について

学校では、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、次の点について指導しますので、ご家庭でもご指導くださるようお願いいたします。

- ・接種については、強制ではなく、個人の判断が尊重されるべきであること。
- ・周囲の人たちにワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- ・身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいること。

6. 抗原検査キットの配付について

小学校にお子様が通っているご家庭に対しては、今後、神奈川県から学校を通じて抗原検査キットが配付されます。検査キットと合わせて使用方法を記載した資料も配付されますので、内容をご確認の上、必要に応じてご活用くださるようお願いいたします(特別支援学校については、すでに配布しております)。

7. 学校給食及び昼食

配食における衛生管理、一時的にマスクを外すことを伴う喫食の場面において、あらためて細心の注意のもと出来る限りのリスク低減に努めます。各校の施設設備等の状況も踏まえ、引き続き感染防止策を徹底したうえで、次のとおりとします。

(1) 給食献立（小学校）

- ・配膳する人数や皿数に配慮した献立とする。

(2) 準備・配膳

- ・配膳に先立って教室の換気を行い、手洗いを徹底する。
- ・配膳台をきれいに拭き、消毒する。児童生徒の机も清潔に管理する。
- ・小・特別支援学校において給食当番は、白衣、マスクを必ず着用する。
白衣、マスクは、週末には必ず洗濯し、殺菌のためにアイロンをかける。
- ・食品に素手で触れないように注意する。
- ・児童生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫をする。
- ・小・特別支援学校の配膳については、できるだけ初めから盛りきるようにして、配られたものを減らすのは禁止とする。盛り切れず残った場合は蓋をしておき、おかわりは学級担任が行う。
- ・中学校給食のおかわりの分配については、学級担任が衛生的に行う。

(3) 喫食時（児童・生徒）

- ・座席は同じ方向に向け、1メートルを目安に可能な限り間隔を空けて配置する。
- ・挨拶をしたらマスクを外し、黙食する。

(4) 喫食時（教員）

- ・児童生徒と対面しないように工夫（横向き・同じ向きなど）をして、十分な距離（概ね2m程度）を確保する。
- ・クラスの前方で喫食する場合で、十分な距離の確保が難しい場合は、ビニールカーテンなどにより確実に仕切る。
- ・教室のスペースや、クラスの状況により、可能であれば児童生徒の後方で喫食する。

(5) 片付け

- ・食べ終わったらマスクをして、自分の牛乳パックの処理をおこなってから、食器の片づけをし、手をよく洗う。
- ・牛乳パック・ストローはリサイクルとする。（学校の状況により、廃棄とする場合もあります。）

(6) 給食費の取扱い

感染拡大防止のための学校全体の臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖や、次の理由により出席停止となった場合には、期間中の学校給食費はいただきません。

- ・児童生徒・同居家族が濃厚接触者となった場合と接触者となった場合、児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査）を受ける場合
- ・海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- ・児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(7) 中学校給食の予約取消について

- ・利用しないことがあらかじめわかっている日の給食は、保護者が各自予約システム上で予約をキャンセルしてください。(キャンセル操作をしなかった場合、原則として、給食を食べなくても返金はありません。)

システム上のキャンセルをしない場合、給食は学校に届きますが、そのまま廃棄となります。食品ロス削減の観点からも、お子様のワクチン接種のため利用しない日や、濃厚接触などで登校できない場合でも、キャンセル操作可能期間は各自予約システム上でキャンセルしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ・キャンセル操作など予約変更の〆切は、6日前(土・日・休日除く)の13時です。
- ・予約システムにログインするためには、ID・パスワードが必要です。再発行を希望する場合は、コールセンター(052-732-8948)への連絡、再発行依頼が必要です。再発行書類は学校へ届くので、お子様を経由してお受け取りください。

(8) その他

- ・出席停止の対象基準に一部変更がありました。給食費の取扱いに変更はありません。
- ・その他、感染への不安により登校を控える場合の給食費の取扱い・手続等についてご不明な点がありましたら、学校へ欠席の連絡をする際にお尋ねください。また、その他のご不明な点は学校給食課までお問い合わせください。

8. 学習活動について

(1) 以下の活動は、当面の間見合わせます。

- ・身体接触を伴う活動
- ・調理実習

(2) 以下の活動は、十分に感染症対策を講じて行います。

- ・ペア学習やグループ活動、実験・観察等

*児童生徒同士の間隔は、できるだけ2m(最低1m)確保し、同じ方向を向くなど対面になることを避けるとともに、短時間で行います。(マスク着用)

- ・学級を超えての活動(委員会活動、学年集会、複数の学級による合同体育等)

*身体的距離を2m(最低1m)確保します。

- ・合唱(マスクを着用し、前後左右2mとり、同方向を向く)
- ・リコーダー、管楽器等(前後左右確実に2m以上で同方向を向く)
- ・体育(身体的距離を2m以上とれる活動のみを行う)

(3) その他、活動に際しての感染症予防対策としての留意点

- ・授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保します。
- ・発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入するなど工夫して行います。
- ・運動時は熱中症や身体へのリスクを考慮し、マスクは着用せず、2m以上の距離をとって行います。

9. やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

感染症の影響による学級閉鎖等の臨時休業や感染への不安から登校を控える場合など、

やむを得ず登校できない場合には、お子様やご家庭の実情を踏まえながら、1人1台端末を有効的に活用し、オンラインでの学習や課題の配布等の手段を用いて、学習の保障に努めてまいります。

なお、留意点等について改めてお知らせしますので、ご確認のうえ、ご理解・ご協力をお願いいたします。

10. 学校行事について

運動会、体育祭、文化祭、合唱祭、授業参観、保護者説明会等を行う場合には、身体的距離の確保、時間短縮や2部制、座席配置の工夫、オンラインを活用する等、十分な感染防止対策を講じた上で行います。保護者の方にも、児童生徒と同様のご対応をお願いいたします。

また、宿泊行事、遠足的行事は、学校と教育委員会で協議の上、実施可否の判断について学校からお知らせいたします。

11. 部活動について

部活動につきましては、10月1日（金）から再開することといたします。部活動再開にあたっては、十分な感染対策を講じた上で、段階的に進めてまいります。

活動にあたっては、「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」及び各校の部活動方針に基づいて行います。また、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、けが防止には十分注意します。

今まで示してきた感染症対策を講じる他、以下の点に留意します。

(1) 部活動再開にあたっては、学校全体で活動場所が3密にならないよう、活動日や時間、場所の工夫等の検討を行い、校内の活動体制を再確認します。

(2) 活動時の人数を分散させるために朝練習を行う場合があります。

(3) 部活動の段階的活動再開について

第1段階 9月27日（月）～	部活動再開について教職員へ周知し、共通理解を図ります。 生徒、保護者に再開に関する情報をお知らせします。 各部ごとにミーティングを行い、今後の予定及び感染防止対策について共通理解を図ります。
第2段階 部活動再開 10月1日（金）～	活動は校内のみとします。 密にならないよう人数を制限して行います。 近距離での活動や身体接触を避け、個人又は、2人程度で行える基本的な練習をします。
第3段階 10月15日（金）～	身体接触を伴う活動や近距離で実施する練習等は、回数・時間・人数を絞るなどして行います。
第4段階 校外での活動再開 10月23日（土）～	校外での活動について、市内のみ実施可能とします。 ただし、市外の公式大会・コンクール等（学校長が趣旨を認め必要と判断した大会も含む）については、その趣旨をふまえ学校長が必要と判断した場合、保護者の同意をいただいたうえで、参加を認めます。